## 東京都新宿区

## 新宿区住宅宿泊事業の適正な運営の 確保に関する条例

新宿区は「住宅宿泊事業法案」が提示された段階から「新宿区ルール」の検討を開始。 条例では、住宅宿泊事業法に定めるもののほか、必要な事項を定めることで地域にふさ わしいルールづくりを行った。具体的には「住宅宿泊事業の実施の制限」として、月曜日の 正午から金曜日の正午までは、住宅宿泊事業を実施することができない等と定めている。

処が求められています。

月末現在、

既に前年度を超える305件に達

平成29年度は平成30年

成

28

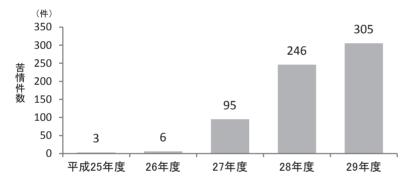
年

刻も早い法規制による行政の

しており、

246件と急増し、

## 新宿区に寄せられた民泊に関する苦情件数



※29年度は、30年1月末現在の件数

す。 は、 せられており、 成27年度以降、 W る「違法民泊」 旅館業の許可 旅館業法違反として調査・指導を行って 寝具等を提供し人を宿泊させる営業行為 全国的な課題ともなっていま 地域住民から多くの苦情 なく住宅を利用 については、 新宿区には平 させ る、 が寄 61 わ

違法民泊の現状と新宿区のこれ できない」「違反事実 ます が、

営業者

が

定

が 特

1

での対応

情件数は、 新宿区 平成26年度は

ます。

は極めて

困難な状況にあ

事例が出ており、

苦情 など

解決

情聴取に応じない」 認できない」さらには

 $\bar{O}$ 事

でしたが、平成27年度95 一の民泊に関する苦 件

> 新宿区健康部 副部長

木村 純一

付きバ 状です。 分からず、不満や不安が増長しているのが 深夜にもかかわらずドアの開閉やキャスター の苦情のほとんどが家主や管理者が不在 及ぼしていることに起因してい したり、 泊予約した外国人旅行客等が来訪する際に、 インターネットなどでマンション など、近隣住民の平穏な生活環境に悪影響を 新宿区における苦情の多くは、 迷惑を被る住民も、 ツ 新宿区には民泊 また、 グで騒音を出 ごみの分別や排出ルー 大手仲介業者からの情報によ したり、 苦情を訴える矛先が (違法民泊を含む。) 、ます。 ルを守らな 屋外で飲酒を あら、 の 一 室を宿 これ かじ 0) 現

寄せられる苦情は、氷山の一角にすぎません。 が 今後、これらの違法民泊の指導をどのように いくかが、大きな課題となっています。 40 い、区民の平穏な生活環境をいかに守って 00件以上あるといわれており、 区に

ています。新宿区は、苦情対応の状況を報告 を含めた4自治体に個別にヒアリングを行っ 年1月に行われた第5回検討会では、 月まで、 整備がなされてきたのです。 度の導入に次いで、住宅宿泊事業法(以下「法」 ルールづくりの要望を国に提出しました。そ した上で、「民泊サービス」に対する適切な 方に関する検討会」を開催しました。 国家戦略特別区域法による特区民泊制 国は、平成27年11月から平成28年6 延べ13回「『民泊サービス』のあり の制定と、 民泊について一定の法 平成 28 新宿区

現状と課題について議論し、 や社会に発信していくことを目的とするもの 都市型民泊の在るべき姿について検討し、 検討会議」を立ち上げました。 は区長をトップとする「新宿区民泊問題対応 9月に民泊問題担当副参事を新設し、 会関係者)、学識経験者、 このような状況を受け、 委員としては区民 新宿区における違法民泊の実態に関する (町会・自治会・商店 不動産事業関係者 新宿区は平成28年 区民と共存する この検討会議 10 月 に 玉

警察・

等を踏まえ、 内容の検討を行い、 などを要望しました。 に対して自治体が地域実情に応じた独自ルー 泊の在り方や適正なルールについて具体的な た。また、東京都に対しても特別区との連携 ルを作れるようにすることなどを要望しまし 検討会議では新宿区にふさわしい 特別区長会を通じて国の法制化 新宿区は委員からの意見 都市

者が地域において適切に運営するために必要 第18条に基づく区域と期間を定めた事業の実 例えば、事業開始前の近隣住民への説明など 住民本位のルールとしては十分とはいえず、 事業法案」は、 めの検討を行いました。 な「新宿区ルー 施制限に関する条例の検討はもとより、 ルールが規定されていません。そのため、 住 ね反映されてはいたものの、 | 宅密集地で行われる都市型民泊に必要な 平成29年3月に国から示された「住宅宿 新宿区等からの要望がおおむ ル」を確立し、 新宿区が考える 条例化するた 事業

29年第4回区議会定例会で「住宅宿泊事業の 宅宿泊事業関係行政事務を行う権限を持つた 正な運営の確保に関する条例」 法に基づく都区間の協議を行い、 新宿区は、東京都に代わって住 。 以 下

並行して、

されています。 消防等関係機関及び区の管理職で構成

## **並ウ区足が問題が内投討へ詳の問係化の**

新伯区氏冶问超对心快引 会議 <b>切</b> 用催 <b>状</b> 沉		
回 数	開 催 日	議 題 等
第1回	平成28年10月26日	<ul><li>・新宿区の民泊問題の現況</li><li>・民泊に関する諸課題について</li><li>・意見交換</li></ul>
第2回	平成28年11月18日	・第1回検討会議「議事概要」について ・意見集約・類型化に基づくルール項目について ・民泊に関する適正なルールづくりについて
第3回	平成28年12月20日	・第2回検討会議「議事概要」について ・民泊に関するルールの内容について
第4回	平成29年5月25日	・第3回検討会議「議事概要」について ・住宅宿泊事業法案及び旅館業法の一部改正案について
第5回	平成29年10月12日	・第4回検討会議「議事概要」について ・住宅宿泊事業法に基づいた新宿区ルールの策定について
第6回	平成29年11月15日	・第5回検討会議「議事概要」について ・パブリック・コメントの結果を踏まえた新宿区ルールの検討等について

けた、実務的な準備を行っています。平成30年3月15日から始まる事前の届出に向平成の年3月25日から始まる事前の届出に向条例」という。)の可決成立を受け、現在は、

# ルールの検討住宅宿泊事業法と新宿区に必要な

意をとった上で区に報告することまで、 民の周知に関して、 行いました。 を得ながら、 政省令の確認事項の対応を一覧表として作成 で、都市型民泊に必要な新宿区ルールと法案 令に委任されている箇所が多く、 課題や疑問点をまとめました。法案では政省 に及ぶ苦情を分析し、事業者が行うべき義務 職員で結成した、プロジェクトチームメン 新宿区ルールの検討を開始しました。 いしたい」という規制重視の意見や、「あま けでなく管理会社へも周知し、 た第5回の検討会議では、 く正確な情報を伝える必要があります。そこ てもらうためには、 く存在しましたが、 や、新宿区ルールに必要と考える事項を挙げ、 、一で法案の条文解釈から始め、 法案の提示を受け、 第4回の検討会議以降、 新宿区ルールの具体的な討議を 新宿区ルール案の骨子を検討し マンションの管理組合だ 委員の皆様に分かりやす 検討会議で十分に検討し 検討会議では具体的 委員から「近隣住 国の情報や見解 書面による同 延べ数百件 疑問点も多 衛生課 な

り締め付けるのはよろしくない。バランスがり締め付けるのはよろしくない。バランスがむり、委員がそれぞれの立場で、民泊の合法とについて身近な問題として感じており、新都区ルールの早期の実現を望んでいることが宿区ルールの早期の実現を望んでいることが行ってきました。

が、条例の目的です。法は、観光旅客による条例案の作成に当たって議論になったの



新宿区ルールの検討状況[第5回検討会議]

たのは、

日程の調整でした。

事前の届出が始

4回区議会定例会での条例化が必須でした。

新宿区では議会日程の関係から、

平成29年第

まる3月15日までには条例を示す必要があり、

条例化することとしました。いたいルールを、法令の趣旨を踏まえながらし、新宿区として独自に事業者に守ってもら区民の生活を守ることを条例案の主目的とは、関する近隣住民からの苦情等を踏まえ、地域の活性化を目的としていますが、違法民

く制限についてです。 最も慎重に検討したのは、法第18条に基づ

まえ、 す。そのため、 により、 討を行いました。 両立するルールでなくてはなりませんでした。 とができるという、一見、矛盾する考え方を とができ、一方では区民の生活環境を守るこ 営を行う事業者が増加することへの懸念で 重要ポイントは、 防止となる合理的理由があるかどうか」の検 ターンも作成し、さらに「周辺環境の悪化の した。そこで、新宿区という地域の実情を踏 した都市である新宿区にはそぐわないもので 国の説明会で示された例は、 条例制定に当たって、 制限する区域と期間の組合せ案を何パ 無届の民泊が潜在化し、不透明な運 普通の事業者であれば守るこ 厳しすぎる制限を課すこと 検討に当たって考慮すべき もう一点、 住宅等が密集 困難だっ

法では、都道府県から保健所設置市及び特例提案の事務的手続の期限が迫ってきました。肝心の都区の協議も行えない状況の中で、条肝のも、国の政省令がなかなか公布されず、

場合の対応も常に念頭に置きながらの作業と れた場合や、 制定されましたが、仮に、 できました。最終的には、予定どおり条例 27日にようやく公布された政省令に反映さ 間がなくなってしまうため、 す。 開始することと同様に準備行為として規定さ 実施することを強く要望し、 対し、都区協議を事前届出の開始に先行して されると、 別区への権限移譲の協議は、 新宿区は、 事業者の届出と、都との協議が同時施行 政令によって施行日を定めるとしてい 権限を得た自治体としての準備時 都区の協議が実施できなかった 同日に都と協議を行うことが 政省令の公布が遅 この要望は10月 事業者が届出を 新宿区は、 国に

10月5日から18日まで、新宿区ルールの骨子案(条例の骨子案)をパブリック・コメントとして公表し、意見を募集したところ、期間が短かったにもかかわらず、29名から、89件の意見を頂戴しました。「更に規制を厳しくするべき」という意見と、「もっと緩和するべき」との相反する意見がありました。まるべき」との相反する意見がありました。まるべき」との相反する意見をいただ。

き、それらを反映させた新宿区ルールを、11 月20日に条例案として議会へ上程することができました。条例案は、議会の主要会派から 賛成討論をいただくという異例な状況の中で、12月11日に賛成多数で可決され、同日公 布されました。

## 3 新宿区の条例の特徴

ることを目的としています。 を事項を定めることにより、住宅宿泊事業にな事項を定めることにより、住宅宿泊事業にな要営の確保に関し必要により、住宅宿泊事業にあることにより、住宅宿泊事業にあることを目的としています。

した。
第3条から第6条までは、区、区民、住宅

第7条では、事業者が住宅宿泊事業を行う まを、あらかじめ住宅の周辺地域の住民に 大型に説明する義務を定めました。近隣で突然住 で宿泊事業が始まり、外国人が入れ替わり立 を替わり出入りすることに対する、区民の不 ち替わり出入りすることに対する、区民の不 ち替わり出入りすることに対する。

めました。ごみの排出に関する苦情が多く寄自らの責任において適正に処理する義務を定宅宿泊事業の実施に伴って生じた廃棄物を、

たものです。ますが、あえて定め、責任の所在を明確化しせられていることから、当然の責務ではあり

第9条は、住宅宿泊事業を営もうとする者について、届出住宅の周辺地域の住民からのについて、届出住宅の周辺地域の住民からのには、事業者に対し苦情への対応と記録の義務はありますが、記録の保存に関して規定されていないためです。

正午まで」と定めたものです。専用地域における月曜日の正午から金曜日の事業の区域を定めた実施期間の制限を「住居事業の区域を定めた実施期間の制限を「住居

住居専用地域は都市計画法で良好な住居ののです。

ことを定めたものです。 第12条は、届出住宅の所在地等を公表する

ことを努力義務としたものです。
において住宅宿泊事業の実施の可否を定めるの区分所有者について、契約書及び管理規約

ショ ることとなっています。 宅宿泊事業が禁止されていないことを確認す しいと考えています。 泊事業の実施の可否を明確にすることが望ま を防止するためにも、 住 宝宿 ン等の集合住宅においては管理規約で住 泊 事業の届 出 管理規約等で、 に当 確認の際のトラブル 一たっては、 住宅宿 マ

## 4 庁内連携の重要性

す。

当該住宅の安全面の確認など、 らに、政省令やガイドライン等の規定により ら観光所管それぞれの関与など、 あることから住宅所管、 力も不可欠です。 部署の対応が必要な法律となっています。 業を規定することから保健所、 住宅宿泊事業法は、 旅館業法以外の 観光行政との 住宅の活用 建築所管の協 多くの関 り関連 治宿泊 で

きたと考えています。 検討してきました。そのため、 法を所管している健康部衛生課が主管となり るとの判断から、 体化して対応することが効果的、 か定まらなかった自治体もあると聞 い制定等の事務についても、 このような法の特徴から、 新宿区の場合、 新宿区保健所として旅館業 当初より、 主管課がなか 迅速な対応が 新宿区ル 旅館業法と一 効率的であ いてい

関係所管との連携も必要です。 新 宿

区の体制及び連携機関

区では、 管する都市計画部とは適宜調整を行っていま 課題について、庁内で共有を図ってきました。 所を所管する環境清掃部 交換等を行ってきました。 討会議を立ち上げ、 検討会議委員に加え、 識者や区民のほかに、 時に、 課長級幹部職員を中心とした庁内検 法案成立前 の早い 詳細な情報の共有、 新宿区における民泊 区の部長級幹部職員を さらに、 · 時期 建築関連部署を所 から、 清掃事務 外部 意見

同

区の体制及び連携機関 住宅宿泊事業者 区民等 . 監督(指導·立入 届出(電子システム・ 苦情·相談 苦情 調査・改善命令 情報提供 新宿区 苦情受付・ 情報提供 観光庁 コールセンター 受理 健康部衛生課 連携 連網 油油 環境清掃部 都市計画部 その他 関係部署 (ごみ・騒音 (安全措置等) 東京都 情報共有·連携 東京消防庁(消防署) 警視庁(警察署) 税務署等

> ムーズに進んでいます。 いることから、 庁内の組織間 0 連携は大変ス

関係各課が課題を的

確に認識し共有化して

## 今 後の課題や展望

5

ルを周知していく予定です。 広く区民に住宅宿泊事業における新宿区ル を適正に行ってもらう必要があるためです。 域住民に受け入れられる住宅宿泊事業の運 も含む事業者が法や新宿区ルールを守り、 成とその多言語化に着手しています。 分かりやすく伝えるため、 また、 現 在 法令、 区民向けのリーフレットを作成 条例、 ガイドラインの ル ールブッ 外国 內容 クの 地 人

されているのが現状といえます。 住民にとって、 現在、 新宿区に存在する多くの民泊 好ましくない存在として認識 は 地 域

れていくのか、 け入れられるか、 された「合法民泊\_ 業者や仲介業者等の )努力も必要です。 民泊が社会的認知を得るためには、 住宅宿泊事業法の施行により、 注視していかなければなり どのように社会的に認知さ が、 民泊に関連する業界自ら 地域にどのように受 届 事 ŧ

続け、 この 事業の実施状況を検証 宿区では、引き続き検討会議を開催し、 社会に発信していきます。 また、 課題の分析を 無届

## 区民配布用リーフレット(事業者向けルール ブックは準備中)



関係リ け 法施行に shinjuku.lg.jp/ る 検 宿区ホ 討 住 会 宅宿 0 向 議 か 1 it りと 泊事 体制 4 に ~ 0 業の 取 kenkou/eisei03\_002077 0 11 ŋ 強 ジ 組 適 化 7 正な運 新 んで を図 宿区 (http://www.city. ŋ, いきます 戻 営 新 泊 の確保に 蕳 宿 区に 題

対

検討会議

0)

配布資料や新宿区条例

1

・ジで公開しています。

運

営する民泊は、

徹

底

して排除するとともに、

## ●第 48 号(2017 年 2 月発売) 定価 (本体 1,150 円 + 税)

### ・特集 地域資源の活用と自治体

地域資源をいかに展開するか 「ふるさと名物応援宣言」の実施状況と成果 人が自ら動く仕組みづくり ~地域ブランド戦略のポイント~ 日南市におけるマーケティング戦略 西粟倉村 百年の森林構想 長島町 食のブランドづくり 小値賀町 観光資源は「島の暮らし」 気球の飛ぶまち加西条例 ~気球がつなぐ市民とまちづくり~ ~気球がつなぐ市民とまちづくり~

・CLOSE UP 先進・ユニーク条例 野洲市くらし支えあい条例 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例

・トピックス

空家法の実施状況と運用上の課題 公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の解説

商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい フリーコール(通話料無料) TEL: 0120-953-431 Web サイカー Web サイオー Web サイオー Web サイカー Web サイカー Web サイオー Web サ

